

鹿 児 島 県 職 員
危 機 管 理 防 災
ハ シ ン ド ブ ツ ク

令和5年4月



目 次

I	鹿児島県危機管理指針編	
1	指針の目的，危機の定義及び類型	1
2	全庁的な危機管理体制	2
3	勤務時間外の大規模災害発生時の留意事項	4
4	想定される危機事象と主な所管部局等	5
II	鹿児島県地域防災計画編	
1	各種災害対応体制	7
2	災害対応体制別の連絡先	8
3	地震・津波災害対策	9
4	風水害対策	14
5	火山災害対策	16
6	原子力災害対策	18
III	鹿児島県国民保護計画編	
1	国民保護制度	20
2	国民保護計画	20
3	国民保護体制の設置基準	20
4	県国民保護対策本部等の主な業務	21
IV	資料編	
1	県内の火山分布図	22
2	想定地震等の位置図	23
3	各市町村の最大震度・津波高及び最大津波到達時間	24
4	鹿児島県災害時受援計画	26
5	鹿児島県業務継続計画	27
6	新型インフルエンザ等業務継続計画	28
7	鹿児島県総合防災システム	29
8	家庭内での防災対策	30
9	心肺蘇生法，A E Dの使用法	31
10	水害・土砂災害の警戒レベルの導入	32
11	主な防災関係機関リスト	33
12	連絡簿（個人用）	36

I 鹿児島県危機管理指針編

1 指針の目的、危機の定義及び類型

(1) 目的

鹿児島県危機管理指針(以下「指針」という。)は、県内において危機事象が発生し又は発生するおそれがある場合に、県として速やかに初動体制を確立し、実効ある各種対策が的確かつ迅速に実施できるよう、県の危機管理対応の基本的な枠組みを示すものである。

(2) 危機の定義及び類型

ア 危機の定義

この指針で定義する「危機」とは、次に掲げる事態をいう。

- 県民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす災害・事件・事故
- 円滑な県政運営に重大な支障が生じる事件・事故

イ 危機の類型、想定される事象及び対策

危機の類型	想定される事象	対 策
①自然災害等	・風水害、地震災害、火山災害、原子力災害、石油コンビナート等災害及び特殊災害（海上災害等）	・県地域防災計画 ・石油コンビナート等防災計画
②武力攻撃事態等	・武力攻撃(予測)事態、緊急対処事態(テロ等)	・県国民保護計画
③上記以外の重大な事件・事故	・有害化学物質事故、感染症の発生、食品・飲料水の事故、県管理施設における事故等	・個別の危機管理マニュアル (各部局等で整備)

2 全庁的な危機管理体制

(1) 危機事象発生後の危機管理体制

ア 情報収集体制

危機事象が発生し又は発生のおそれがある場合は、危機事象の所管課(所管課が不明の場合は危機管理課)において、「情報収集体制」をとり、情報収集や危機事象への対応を行う。

イ 危機警戒本部体制

被害の拡大が予想される場合又は危機事象への対策を早急に講ずる必要がある場合等は、所管部局等の長又は総括危機管理防災監を本部長とする「危機警戒本部」を設置して、情報収集や危機事象への対応を行う。

本部長が必要と認める場合は、出先機関に現地危機警戒本部を設置する。

ウ 危機対策本部体制

全庁的な対応が必要な重大な危機事象の場合や危機事象が相当程度拡大し、関係部局等と連携して対応する必要がある場合は、知事を本部長とする「危機対策本部」を設置して、情報収集や危機事象への対応を行う。

本部長が必要と認める場合は、出先機関に現地危機対策本部を設置する。

(2) 危機管理防災局と所管部局等の役割

ア 危機管理防災局の役割

(ア) 全庁的な対応が必要な重大な危機事象が発生した場合の初動対応、情報収集、応急対策及び事後対策の実施

(イ) 所管不明の危機事象が発生した場合の一時的な初動対応及び情報収集の実施

(ウ) 所管部局等が実施する危機事象対応・広報等の支援

イ 所管部局等の役割

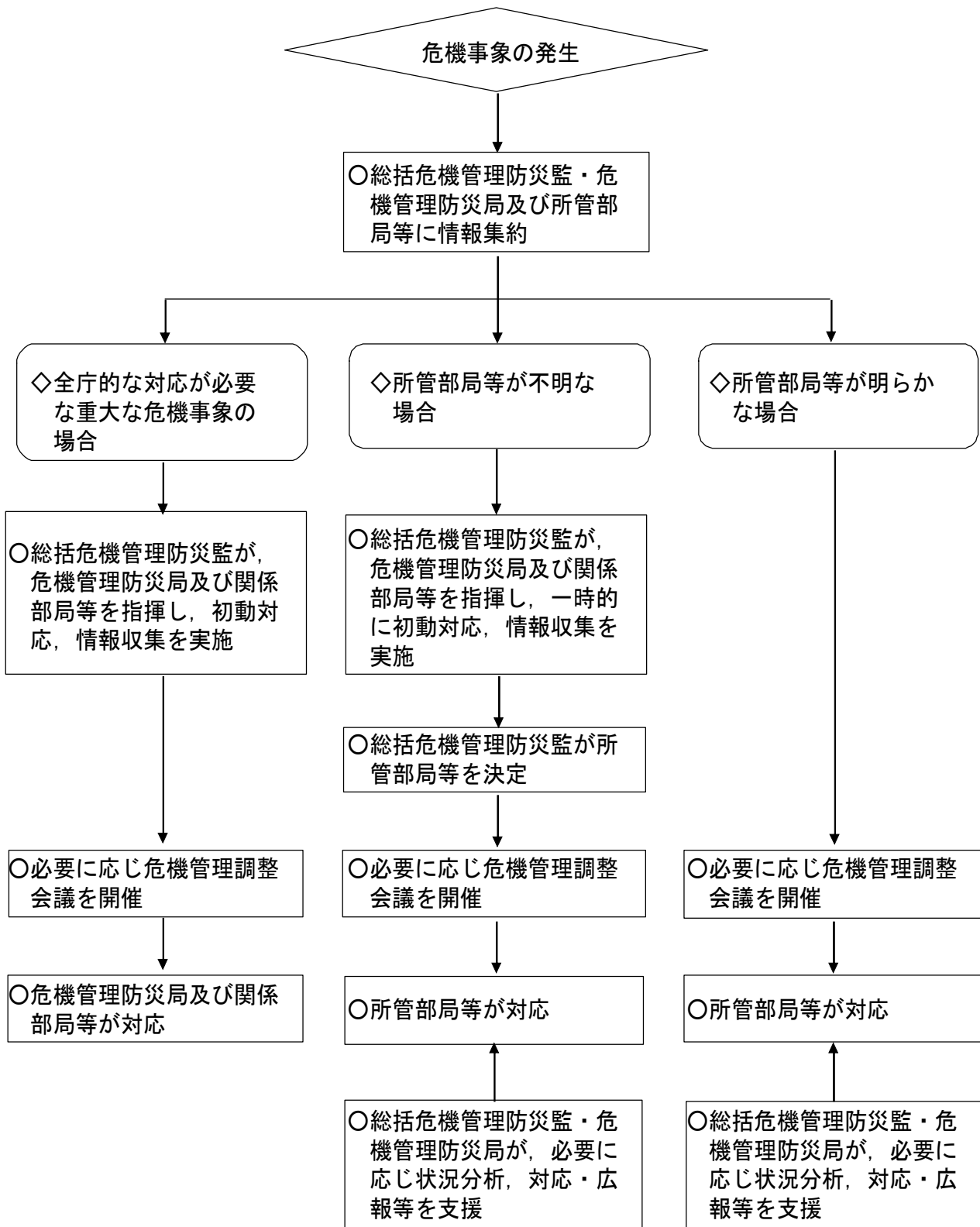
(ア) 全庁的な対応が必要な重大な危機事象が発生した場合の初動対応、情報収集、応急対策及び事後対策の実施

(イ) 所管不明の危機事象が発生した場合の所管部局等決定後の危機事象対応

(ウ) 所管部局等に係る危機事象対応

(エ) 危機事象の情報報告及び危機管理防災局への対応・広報等の支援要請

総括危機管理防災監と危機管理防災局・所管部局等の権限・役割フロー



3 勤務時間外の大規模災害発生時の留意事項

(1) 安全の確保を第一に考える

まず、自分自身、家族、近隣住民等の安全確保を最優先に考え、行動してください。

(2) 初期消火や人命救助に努める

自分や周囲の安全確保を行った後は、近隣住民等とも協力し、初期消火・出火防止に努めるとともに、倒壊家屋からの被災者の救出活動等の人命救助に努めてください。

(3) 配備基準に沿って登庁

地震等が発生した場合には、テレビやラジオ等の情報に注意し、状況を確認してください。

このハンドブックに記載されている配備基準を確認して、登庁の必要を判断してください。

災害等発生時に参集する課は、県地域防災計画等により事前に定められています。

自分の所属する課が参集対象課に指定されているか、また、所属内で自分が参集対象者になっていないか、事前に確認しておきましょう。

危機管理防災対策部支援要員に指定されている職員は、大規模地震（震度6弱以上）の発生を認知した場合は、速やかに指定された場所に参集しましょう。（地震以外で参集を依頼される場合あり）

(4) 登庁には細心の注意を払う

建物の倒壊、道路の陥没、崖崩れ、橋梁の落下等に細心の注意を払いながら、速やかに登庁してください。

(5) 自分の職場に登庁できない場合は・・・

大規模な災害等が発生した場合、全所属全職員が参集となります。

例えば道路等が寸断され、自分の職場に登庁できない場合は、近くの振興局や支庁等の出先機関に登庁しましょう。

登庁後は、自分の所属に連絡することを忘れないように。

(6) 登庁時の携行品を忘れずに

飲料水や食料の確保ができない場合や、庁舎に泊まり込む場合を想定し、登庁時には必要な物品を携行してください。

4 想定される危機事象と主な所管部局等

(R5.4現在)

想定される危機事象	主な所管部局等	主な所管課室
自然災害等		
自然災害	危機管理防災局	災害対策課
海上・鉄道等における災害	危機管理防災局	危機管理課
県管理空港における災害	土木部	港湾空港課
原子力災害	危機管理防災局	原子力安全対策課
大規模な火災・爆発事故	危機管理防災局	消防保安課
武力攻撃事態等		
武力攻撃（予測）事態、 緊急処理事態（テロなど）	危機管理防災局	危機管理課
重大な事件・事故		
知事・議長等への危害	総務部	秘書課
	議会事務局	総務課
県あての不審郵便物等	総務部	学事法制課
学校における事件・事故	総務部	学事法制課
	教育庁	保健体育課
狂乱物価	男女共同参画局	消費者行政推進室
県情報システムへの危害	総合政策部	デジタル推進課
	所管部局等	所管課室
本県関係者に係る海外での事件・事故	観光・文化スポーツ部	国際交流課
海上流出油事故による環境汚染等	環境林務部	環境林務課
建設工事現場における事故	環境林務部	工事監査ほか
	商工労働水産部	漁港漁場課
	農政部	工事監査ほか
	土木部	技術管理室ほか
産業廃棄物の不法投棄等	環境林務部	廃棄物・リサイクル対策課

想定される危機事象	主な所管部局等	主な所管課室
県管理海岸における漂着物の発生	環境林務部	廃棄物・リサイクル対策課
	商工労働水産部	漁港漁場課
	農政部	農地整備課
		農地保全課
土木部	河川課	
	港湾空港課	
野鳥における鳥インフルエンザの発生	環境林務部	自然保護課
農薬による事故	環境林務部	森づくり推進課
	農政部	経営技術課
感染症等の発生 (新型インフルエンザ等)	くらし保健福祉部	健康増進課
		生活衛生課
食品・飲料水等による事故	くらし保健福祉部	生活衛生課
医薬品・毒物・劇物による事故	くらし保健福祉部	薬務課
砂利・採石現場における事故	商工労働水産部	商工政策課
赤潮等による魚介類の被害	商工労働水産部	水産振興課
家畜伝染病の発生	農政部	畜産課
航空機の不法奪取等	土木部	港湾空港課
県庁舎等の爆破予告等	出納局	管財課
	議会事務局	総務課
県立病院における院内感染等	県立病院局	県立病院課
県管理（監督）施設における事件・事故	所管部局等	所管課室
県主催行事における事件・事故		
県が管理する個人情報等の漏洩		

II 鹿児島県地域防災計画編

1 各種災害対応体制



2 災害対応体制別の連絡先

(1) 各種体制設置時の連絡先

体制	連絡先		
	本 庁	出 先	そ の 他
情報連絡体制	〔大雨・洪水警報〕 河川課，砂防課 道路維持課 〔震度4以上〕 河川課，砂防課 道路維持課 〔高潮警報〕 河川課 〔大雪・暴風雪〕 道路維持課	所管振興局・支庁 総務企画課	
災害警戒本部体制	災害対策本部体制	下記(2)のとおり	所管振興局・支庁 総務企画課
			市町村，県警本部， 消防本部(局)，陸上 自衛隊，第十管区海 上保安本部，消防 庁，九州電力，鹿児 島地方气象台，日本 赤十字社，県議会議 員，マスコミ等

(2) 災害警戒本部又は災害対策本部設置時の連絡先

部局等名	課名	本部連絡員等	
		本部連絡員	本部連絡員代理
総 務 部	人 事 課	課長補佐	総務経理係長
男女共同参画局	青少年男女共同参画課	課長補佐	総務調整係長
総合政策部	総合政策課	課長補佐	総務経理係長
観光・文化スポーツ部	P R 観光課	課長補佐	総務経理係長
環境林務部	環境林務課	課長補佐	企画調整係長
くらし保健福祉部	保健医療福祉課	課長補佐	企画調整係長
商工労働水産部	商工政策課	課長補佐	総務経理係長
農 政 部	農 政 課	課長補佐	総務係長
土 木 部	監 理 課	課長補佐	企画調整係長
土 木 部	河 川 課	技術補佐	管理係長
国体・全国障害者 スポーツ大会局	総務企画課	課長補佐	総務経理係長
出 納 局	会 計 課	課長補佐	総務経理係長
県立病院局	県立病院課	課長補佐	総務人事係長
工業用水道部	工業用水課	技術補佐	課長補佐
教 育 庁	総務福利課	課長補佐	広報行政係長
警 察 本 部	警 備 課	課長補佐	警備課係長

3 地震・津波災害対策

(1) 地震・津波発生時の参集・配備基準

体制	基準	参集・配備基準		
		本 庁	出 先	
情報連絡体制	(1) 県内に震度4の地震が発生したとき (2) 県内に津波注意報が発表されたとき (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	(1) 危機管理防災局 … 4人 (2) 別記1に掲げる課 …所属長が必要と認める人数	・地域連絡協議会の事務局職員 … 2人	
災害警戒本部体制	(1) 県内に震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき (2) 県内に津波警報が発表されたとき (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	(1) 危機管理防災局 … 8人以上 (2) 別記1に掲げる課 … 2人以上	・地域連絡協議会長（以下「連絡長」という。）があらかじめ指定した災害警戒要員	
災害対策本部体制	第1配備	(1) 地震・津波により比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、災害対策本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めるとき (2) 県内に特別警報（大津波警報） (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	(1) 危機管理防災局 … 8人以上 (2) 別記1・2に掲げる課 …運営要綱第9条に定める人数 (3) 本部長が別に定める課 …本部長が別に定める人数	・災害対策本部の支部長（以下「支部長」という。）があらかじめ指定した職員
	第2配備	地震・津波により相当の被害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき	(1) 危機管理防災局 …過半数 (2) 危機管理防災局以外の課 …運営要綱第9条に定める人数	・支部長があらかじめ指定した職員

体制	基準	参集・配備基準	
		本庁	出先
災害対策本部体制	第3配備 (1) 県内に震度6弱以上の地震が発生したとき (2) 県内に震度5強以下の地震若しくは津波が発生し、全地域にわたり大きな災害が発生し又は発生するおそれのある場合で本部長が必要と認めるとき	(1) 危機管理防災局 …全員 (2) 危機管理防災局以外の課 …運営要綱第9条に定める人数	全職員
	第4配備 (1) 県内に震度6強以上の地震が発生したとき (2) 県内に震度6弱以下の地震若しくは津波が発生し、全地域にわたり甚大な災害が発生し又は発生するおそれのある場合で本部長が必要と認めるとき	全職員	※ 出先は第3配備まで (本庁が第4配備時は第3配備(全職員)で対応)

(別記1) 人事課, 広報課, 青少年男女共同参画課, 総合政策課, PR観光課, 環境林務課, 森づくり推進課, 保健医療福祉課, 社会福祉課, 商工政策課, 漁港漁場課, 農政課, 農地保全課, 監理課, 道路維持課, 河川課, 砂防課, 港湾空港課, 建築課, 国体・全国障害者スポーツ大会局総務企画課, 会計課, 管財課, 教育庁総務福利課, 学校施設課, 県立病院局県立病院課, 工業用水道部工業用水課

(別記2) デジタル推進課, 交通政策課, 廃棄物・リサイクル対策課, 自然保護課, 環境保全課, 健康増進課, 障害福祉課, 生活衛生課, 薬務課, 子ども家庭課, 高齢者生き生き推進課, 農地整備課, 道路建設課, 都市計画課

(2) 地震及び津波に関する情報

①地震情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分：鹿児島県は、薩摩、大隅、甕島、種子島、屋久島、十島村、奄美北部、奄美南部の8地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

②南海トラフ地震に関連する情報

情 報 名	情 報 発 表 条 件
<p>南海トラフ地震臨時情報</p> <p>※ 次の4つのキーワードが付記され発表される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
(調 査 中)	<p>観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</p>
(巨 大 地 震 警 戒)	<p>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合</p>
(巨 大 地 震 注 意)	<p>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</p>
(調 査 終 了)	<p>(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</p>
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会における調査結果を発表する場合(ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く)

③津波情報

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にはとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記しない)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

【津波警報等の留意事項等】

- ・ 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・ 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・ 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未滿となる前に海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

4 風水害対策

風水害時の参集・配備基準

体制	基準	参集・配備基準	
		本 庁	出 先
情報連絡体制	県内に各種の気象警報等が発表されたとき	(1) 危機管理防災局 … 4人 (2) 別記1に掲げる課 …所属長が必要と認める人数	・地域連絡協議会の事務局職員 … 2人
災害警戒本部体制	(1) 県内に小規模な災害が発生したとき (2) 県内に各種の気象警報等が発表され、災害の発生が予想されるとき	(1) 危機管理防災局 … 8人以上 (2) 別記1に掲げる課 … 2人以上	・連協長があらかじめ指定した災害警戒要員
災害対策本部体制	第1配備 (1) 比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき (2) 県内に特別警報(※)が発表されたとき	(1) 危機管理防災局 … 8人以上 (2) 別記1・2に掲げる課 …運営要綱第9条に定める人数 (3) 本部長が別に定める課 …本部長が別に定める人数	・支部長があらかじめ指定した職員
	第2配備 相当の被害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき	(1) 危機管理防災局 …過半数 (2) 危機管理防災局以外の課 …運営要綱第9条に定める人数	・支部長があらかじめ指定した職員

体制		基準	参集・配備基準	
			本 庁	出 先
災害対策本部体制	第3配備	全地域にわたり大きな災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で本部長が必要と認めるとき	(1) 危機管理防災局 …全員 (2) 危機管理防災局以外の課 …運営要綱第9条に定める人数	全職員
	第4配備	特に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、全職員の配備を必要とする場合で、本部長が必要と認めるとき	全職員	※ 出先は第3配備まで (本庁が第4配備時は第3配備(全職員)で対応)

(別記1)(別記2)の課は、「3 地震・津波災害対策」を参照

※ 特別警報

【気象等に関する特別警報の種類及び発表基準】

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

5 火山災害対策

(1) 火山災害時の参集・配備基準

体制	基準	参集・配備基準	
		本庁	出先
情報連絡体制	(1) 噴火警報（火口周辺）が発表されたとき (2) 火山の異常と思われる現象が発生し、噴火その他の災害が予想されるとき	(1) 危機管理防災局 … 4人 (2) 別記1に掲げる課 … 所属長が必要と認める人数	・地域連絡協議会の事務局職員 … 2人
災害警戒本部体制	(1) 噴火警報（火口周辺）が発表され、居住地域と近接する区域まで必要とされたとき (2) 火山の異常と思われる現象が顕著になり、噴火その他の災害が発生することが予想されるとき (3) 噴火警報（居住地域）発表後一定期間が経過し、住民の安全確保が図られるなど、警戒が必要な区域の災害発生への対応体制が整ったとき	(1) 危機管理防災局 … 8人以上 (2) 別記1に掲げる課 … 2人以上	・連協長があらかじめ指定した災害警戒要員
災害対策本部体制	第1配備	(1) 噴火警報（居住地域）が発表されたとき (2) 噴火により比較的軽微な災害が発生し、又は発生することが予想される場合で、本部長が必要と認めるとき	・支部長があらかじめ指定した職員
	第2配備	噴火警報（居住地域）が発表され、かつ、噴火により相当の被害が発生し、又は発生することが予想される場合で、本部長が必要と認めるとき	・支部長があらかじめ指定した職員
		(1) 危機管理防災局 … 8人以上 (2) 別記1・2に掲げる課 … 運営要綱第9条に定める人数 (3) 本部長が別に定める課 … 本部長が別に定める人数	
		(1) 危機管理防災局 … 過半数 (2) 危機管理防災局以外の課 … 運営要綱第9条に定める人数	

体制	基準	参集・配備基準	
		本庁	出先
災害対策本部体制	第3配備 噴火警報（居住地域）が発表され、かつ、噴火により大きな災害が発生し、又は発生することが予想される場合で、本部長が必要と認めるとき	(1) 危機管理防災局 …全員 (2) 危機管理防災局以外の課 …運営要綱第9条に定める人数	全職員
	第4配備 噴火警報（居住地域）が発表され、噴火による被害が特に甚大で、被害発生状況その他により全職員の配備を必要とする場合で、本部長が必要と認めるとき	全職員	※ 出先は第3配備まで （本庁が第4配備時は第3配備（全職員）で対応）

(別記1)(別記2)の課は、「3 地震・津波災害対策」を参照

※ 噴火警報（居住地域）は火山に関する特別警報に位置づけられている。

(2) 火山情報の種類

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	レベル5 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。
			レベル4 高齢者等避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっていると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い 範囲の火口周辺	レベル3 入山規制	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し 離れた所までの 火口周辺	レベル2 火口周辺規制	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 活火山であることに留意	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

6 原子力災害対策

(1) 原子力災害対策における対応基準

体制区分	体制の設置基準	県の対応	
		県庁	ウェブサイトセンター
警戒本部体制	<ul style="list-style-type: none"> 九州電力から異常時における連絡*を受けた場合において、知事が必要があると認めたととき。 県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合において、知事が必要があると認めたととき。 情報収集事態の発生の連絡を受けたとき。 	災害警戒本部の設置・運営	—
対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> 警戒事態の発生の連絡を受けたとき。 施設敷地緊急事態の発生通報を受けたとき。 県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合において、知事が必要があると認めたととき。 	災害対策本部の設置・運営	現地災害対策本部の設置・運営
緊急時体制	<ul style="list-style-type: none"> 全面緊急事態に至り、原災法第15条第2項に基づいて、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき。 		

*「川内原子力発電所に関する安全協定書」第8条に規定する事項をいう。

【災害対策本部体制】

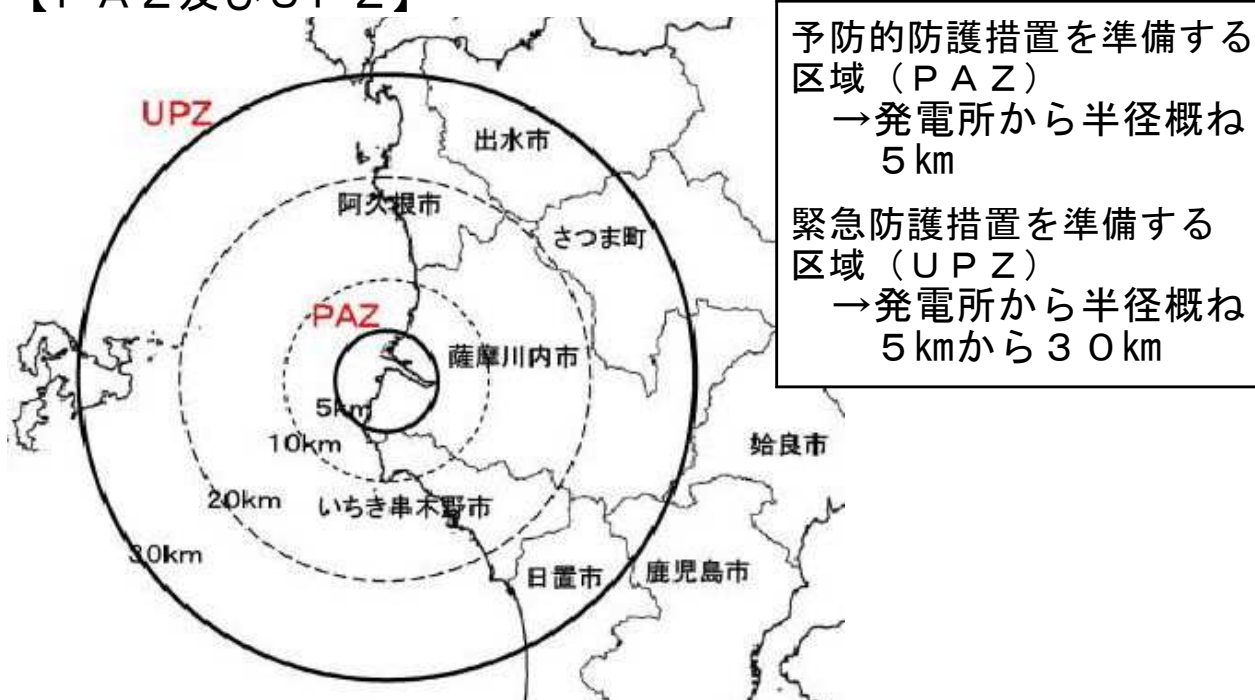
危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，消防保安課，秘書課，人事課，広報課，学事法制課，市町村課，財政課，税務課，総務事務センター，青少年男女共同参画課，くらし共生協働課，総合政策課，デジタル推進課，交通政策課，PR観光課，国際交流課，文化振興課，スポーツ振興課，環境林務課，森林経営課，かごしま材振興課，保健医療福祉課，国民健康保険課，社会福祉課，健康増進課，障害福祉課，生活衛生課，薬務課，子ども家庭課，子育て支援課，高齢者生き生き推進課，商工政策課，雇用労政課，水産振興課，漁港漁場課，農政課，農産園芸課，畜産課，監理課，道路維持課，港湾空港課，国体・全国障害者スポーツ大会局総務企画課，会計課，管財課，教育庁総務福利課，学校施設課，義務教育課，高校教育課，保健体育課，県立病院局県立病院課，県警察本部

(2) 異常事象発生時の体制

根拠法等	協定第8条	—	法第10条	法第15条
緊急事態区分	情報収集事態	警戒事態 (EAL(AL))	施設敷地緊急事態 (EAL(SE))	全面緊急事態 (EAL(GE))
県庁	体制	災害警戒本部 警戒本部体制	災害対策本部	
	主な防災対策	<ul style="list-style-type: none"> 各種情報収集 国、市町村、九州電力及び防災関係機関との連絡調整等 	<ul style="list-style-type: none"> 国、市町村、九州電力及び防災関係機関との連絡調整 県における防護措置の決定 住民等の避難及び立入制限の関係市町への要請 国への専門家派遣要請 自衛隊、海上保安本部への派遣要請 原子力災害医療 緊急時モニタリングの連絡調整 飲食物等の摂取制限、農林畜水産物の採取・出荷制限 交通規制・緊急時輸送等 	
現地	体制	現地災害対策本部		
	主な防災対策	<ul style="list-style-type: none"> 環境放射線モニタリングによる周辺環境の状況把握 	<ul style="list-style-type: none"> オフサイトセンターの設営及び緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備 国事故現地警戒本部との連絡調整等 	<ul style="list-style-type: none"> 国による緊急事態応急対策実施区域の決定に係る市町村への通知 原子力災害医療の実施 緊急時モニタリングの実施等

※EAL～緊急時活動レベル

【PAZ及びUPZ】



Ⅲ 鹿児島県国民保護計画編

1 国民保護制度

武力攻撃から国民の生命、身体、財産を守り、日常生活や経済活動に与える影響をできるだけ少なくするための措置（以下「国民保護措置」という。）を実施すること。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）では、国民保護措置を実施する上での鹿児島県をはじめとする地方公共団体や国などの役割を定めています。

2 国民保護計画

県は、平成18年3月に武力攻撃が発生した場合に国民保護措置を的確・迅速に実施するため、国民保護法に基づき「鹿児島県国民保護計画」を作成しました。

3 国民保護体制の設置基準

武力攻撃事態等が発生した場合、県では、対応に万全を期すため、被害状況等に応じて、次に掲げる体制をとります。

国民保護体制	判断基準
情報収集体制	県内や周辺の海域において、危機事象や武力災害の兆候を把握した場合や武力攻撃事態等の認定が行われたものの本県に対して対策本部設置の指定がない場合で、総括危機管理防災監が必要と認めた場合
県危機対策本部	県区域等及び周辺の海域において、多数の人を殺傷する行為や武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある危機事象の発生を把握した場合
県国民保護対策本部	県危機対策本部を設置した後に、政府において事態認定が行われ、県に対して国民保護対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合

4 県国民保護対策本部等の主な業務

(1) 情報収集体制

- ア 武力攻撃（又はテロ）に係る情報収集
- イ 市町村及び関係機関との連携体制の確保 等

(2) 県危機対策本部体制

- ア 直ちに聞き自称の発生及び県危機対策本部の設置について、国及び県議会に連絡
- イ 県警察，消防本部等の関係機関を通じて，情報収集に努め，国，市町村等の関係機関に迅速に情報提供
- ウ 関係機関により講じられる避難の指示，警戒区域の設定，災害救助等の応急措置についての情報収集・分析 等

(3) 県国民保護対策本部

- ア 警報の通知
- イ 住民等に対する避難の指示，避難住民等の誘導に関する業務，県域を越える住民等の避難に関する業務，その他住民等の避難に関する業務
- ウ 救援の実施，安否情報の収集及び提供，その他避難住民等の救援に関する業務
- エ 武力攻撃，テロ災害の復旧に関する業務 等

【特殊標章】



オレンジ色地に青の正三角形

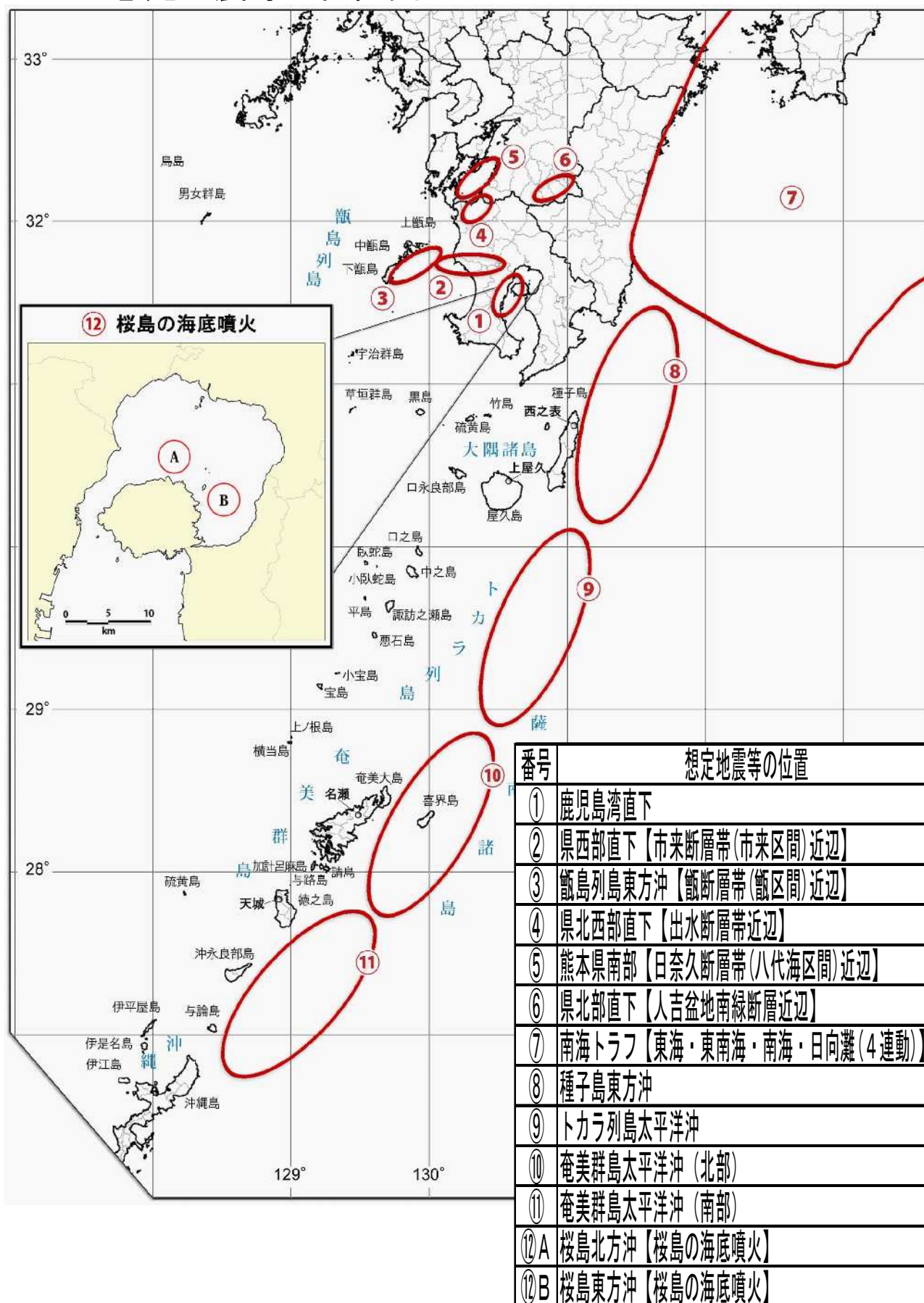
(国民保護に従事する者が，ジュネーブ諸条約等により非戦闘員として保護されることを示します。)

IV 資料編

1 県内の火山分布図



2 想定地震等の位置図



「県地震等災害被害予測調査」より

3 各市町村の最大震度・津波高及び最大津波到達時間

市町村名	最大震度		最大津波高		最大津波到達時間	
	震度	地震番号	津波高(m)	地震番号	時間(分)	地震番号
鹿児島市	7	①	3.40	①	13	①
鹿屋市	6弱	①, ⑦, ⑧	3.30	⑦	32	①
枕崎市	5強	①, ③, ⑧	3.79	⑦	55	②
阿久根市	6強	④	4.43	③	33	③
出水市	7	④	2.19	⑤	27	⑤
指宿市	6弱	⑧	4.60	⑦	40	①
西之表市	6強	⑧	10.27	⑦	35	⑦
垂水市	6強	①	2.50	⑦	34	①
薩摩川内市(本土)	6強	②	4.69	③	11	②
薩摩川内市(甑島)	6強	③	9.25	③	19	③
日置市	6強	②	6.58	③	24	②
曾於市	6強	⑦, ⑧	—	—	—	—
霧島市	6弱	⑦, ⑧	3.29	⑦	124	①
いちき串木野市	7	②	7.30	③	12	②
南さつま市	6弱	②	7.30	③	27	③
志布志市	6強	⑦, ⑧	6.41	⑦	49	⑦
奄美市	6強	⑩	8.42	⑩	39	⑩
南九州市	6弱	①, ⑧	3.91	⑦	57	①
伊佐市	6弱	⑦	—	—	—	—
始良市	6弱	①, ②, ⑦	2.58	⑦	8	①
三島村	5強	⑧	3.96	⑦	75	②
十島村	5強	⑨	8.69	⑨	40	⑨
さつま町	6弱	④, ⑦	—	—	—	—
長島町	7	⑤	3.40	⑦	30	③
湧水町	6弱	⑦	—	—	—	—
大崎町	6弱	⑦, ⑧	7.32	⑦	41	⑧
東串良町	6弱	⑧	7.37	⑦	41	⑧
錦江町	6弱	⑧	3.18	⑦	29	①
南大隅町	6弱	⑧	6.83	⑦	42	①
肝付町	6弱	⑦, ⑧	8.54	⑦	45	⑦
中種子町	6強	⑧	8.90	⑦	33	⑦
南種子町	6強	⑧	8.99	⑦	32	⑦
屋久島町	6弱	⑧, ⑨	12.01	⑦	36	⑨
大和村	6弱	⑩	4.64	⑦	55	⑨
宇検村	6弱	⑩, ⑪	3.09	⑦	46	⑩
瀬戸内町	6弱	⑩, ⑪	6.43	⑪	50	⑨
龍郷町	6弱	⑩	6.14	⑩	41	⑩
喜界町	7	⑩	5.09	⑩	22	⑩
徳之島町	6強	⑪	7.33	⑪	27	⑪
天城町	6強	⑪	4.61	⑪	33	⑪
伊仙町	6弱	⑪	9.60	⑪	25	⑪
和泊町	5強	⑪	7.04	⑪	27	⑪
知名町	6弱	⑪	5.08	⑪	22	⑪
与論町	6弱	⑪	4.58	⑪	30	⑩

【想定地震】

- ①鹿児島湾直下 ②県西部直下 ③甑島列島東方沖 ④県北西部直下
 ⑤熊本県南部 ⑥県北部直下 ⑦南海トラフ ⑧種子島東方沖
 ⑨トカラ列島太平洋沖 ⑩奄美群島太平洋沖(北部) ⑪奄美群島太平洋沖(南部)

市町村名	⑫A 桜島北方沖 (桜島の海底噴火)		⑫B 桜島東方沖 (桜島の海底噴火)	
	津波高 (m)	到達時間 (分)	津波高 (m)	到達時間 (分)
鹿児島市【桜島港（塩屋ヶ元地区）】	3.08	13	5.89	6
鹿児島市【桜島港（宇土地区）】	3.40	11	7.78	2
鹿児島市【大燃港（黒崎町）】	2.99	10	12.69	2
鹿児島市【桜島港（新島地区）】	7.23	3	5.09	3
鹿児島市【桜島港（高免地区）】	12.80	2	4.08	11
鹿児島市【桜島港（白浜地区）】	7.83	2	2.50	10
鹿児島市【桜島港（西道地区）】	5.86	3	3.25	17
鹿児島市【桜島港（赤生原地区）】	3.33	6	3.06	14
鹿児島市【桜島港】	3.14	12	3.03	15
鹿児島市【桜島港（湯之持木地区）】	1.93	21	1.87	9
鹿児島市【鹿児島港】	3.35	9	3.00	22
鹿児島市【竜ヶ水】	6.62	4	3.14	12
始良市【脇元】	7.77	4	2.97	12
始良市【重富】	4.91	4	3.43	22
始良市【松原下】	4.13	5	4.56	14
始良市【別府川河口】	4.03	7	3.14	13
始良市【加治木】	5.57	4	2.98	8
霧島市【神造島】	8.70	3	5.52	6
霧島市【天降川河口】	4.41	4	4.04	5
霧島市【敷根】	3.57	6	3.79	6
霧島市【福山】	4.17	5	8.94	5
垂水市【牛根境】	5.82	5	9.40	2
垂水市【二川】	3.24	7	7.64	2
垂水市【牛根麓】	2.79	15	7.68	2
垂水市【垂水港】	1.84	19	1.84	15
鹿屋市	1.95	64	1.95	49
指宿市	1.71	29	1.66	56
錦江町	1.71	56	1.70	38

「県地震等災害被害予測調査」より

4 鹿児島県災害時受援計画

(1) 目的

鹿児島県災害時受援計画（以下「受援計画」という。）は、大規模災害発生時に、本県が応援を受ける際の要請の手順、応援に使用する活動拠点等をあらかじめ整理することにより、国（内閣府等）、警察、消防、自衛隊などの広域的な応援や他の自治体等からの応援を、迅速かつ効率的に受け入れることを目的とする。

(2) 基本的な考え方

大規模災害発生時は、この受援計画に基づいて速やかに応援を受け入れ、効率的、効果的に災害応急対策を実施する。また、災害の規模や収集した災害情報等に応じた柔軟な対応に留意する。既定の制度により応援調整が図られる分野については、他機関との調整が不要な場合、当該計画や協定等に基づくものとする。

(3) 県災害対策本部等における受援体制

ア 受援調整グループ

県災害対策本部危機管理防災対策部本部連絡班（以下「本部連絡班」という。）に、危機管理防災局職員及び関係部局職員（人事班、市町村班、PR観光班、社会福祉班、農産園芸班、管財班等）並びに支援要員で編成する「受援調整グループ」を設置し、受援状況に関する全体調整や配分計画の決定等を行う。

イ 物資輸送グループ

本部連絡班に、危機管理防災局職員、関係部局職員（交通政策班、社会福祉班、道路維持班、港湾空港班等）及び支援要員、倉庫協会・トラック協会等の輸送専門家並びにその他防災関係機関職員で編成する「物資輸送グループ」を設置し、物資の受入れから、受け入れた物資の仕分け、市町村物資拠点への配送までの一連の物流に関する調整を行う。

(4) 拠点の確保

県及び市町村は、広域応援を迅速かつ円滑に受け入れるため、予め選定した拠点施設候補地の中から、当該施設及び進入経路の被害状況や施設規模・設備等を勘案し、使用する拠点施設を選定。

ア 本部拠点：被災地近傍に設置され、県現地災害対策本部やリエゾンオフィスとなる拠点。

イ 活動拠点：被災地近傍に設置され、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊等の防災関係機関の集結・宿営等に提供する拠点。

ウ 物資拠点：被災地近傍に設置され、被災地への支援物資等の受入れ・保管・出荷を行う拠点。

5 鹿児島県業務継続計画

- (1) 業務継続計画(BCP=Business Continuity Plan)とは
災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務(非常時優先業務)を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画
- (2) 計画の効果
- ・ 業務立ち上げ時間の短縮
 - ・ 発災直後の業務レベル向上
- (3) 計画の基本方針
非常時優先業務を、全庁的体制により最優先で実施し、非常時優先業務以外の通常業務は、積極的に休止、縮小
- (4) 非常時優先業務
- ・ 応 急 業 務：地域防災計画による災害応急対策業務等
 - ・ 優先すべき通常業務：通常業務のうち、業務継続の優先度が高いもの
- (5) 非常時優先業務の実施体制
- ・ 本庁の各部局等で人員が不足する場合は、他部局等が応援
 - ・ 振興局等で人員が不足する場合は、他振興局等又は本庁が応援
- (6) 業務継続のための執務環境の確保

庁 舎	新耐震基準による設計や補強工事等により、想定地震による甚大な被害はなし
ライフ ライン	停電時に稼働する非常用電源の確保 N T T回線以外に、防災行政無線や衛星電話等の複数の通信手段の確保 など

- (7) 代替庁舎
被災により庁舎が使用不能となった場合の代替庁舎を選定
- ・ 県庁舎の代替庁舎(第1候補)：鹿児島地域振興局 本庁舎
 - ・ 振興局等本庁舎の代替庁舎(第1候補)

鹿児島：かごしま県民交流C	屋久島：屋久島町役場本庁舎
南 薩：農業開発総合C	大 島：大島支庁別館
北 薩：川薩保健所	瀬戸内：瀬戸内町役場
始良・伊佐：始良保健所	喜 界：喜界町役場
大 隅：大隅加工技術研究C	徳之島：徳之島保健所
熊 毛：農業開発総合C熊毛支場	沖永良部：家保和泊町駐在

6 新型インフルエンザ等業務継続計画

(1) 新型インフルエンザ等業務継続計画とは

新型インフルエンザ等の流行により、職員が罹患し、人的な資源に制限がある場合でも、感染症対策に全庁を挙げて取り組むとともに、県の業務への影響をできるだけ最小限に抑えられるよう、非常時優先業務として優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）の特定や執務体制の整備、感染防止対策等について定める計画

(2) 計画の基本方針

県民の健康被害を最小限に抑え社会機能の破綻を防ぐことが、県の第一の責務であることから、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加するものを最優先に実施する。

併せて、県民生活への影響を最小限に抑えるため、県として優先して実施すべき「業務継続の優先度の高い業務」を絞り込み、当該業務を中断することなく、継続して実施する。

(3) 非常時優先業務

【優先度A】：継続しなければならない業務

- ① 新型インフルエンザ等対策業務
- ② 県民の生命・財産に影響する業務
- ③ ①及び②を遂行するための基盤業務

【優先度B】：2週間程度は縮小・停止可能な業務

- ① 社会経済活動の維持に必要な業務
- ② 予算執行（必要なものに限る。） など

(4) 非常時優先業務の実施体制

- ・ 本庁の各部局等で人員が不足する場合は、他部局等が応援
- ・ 振興局等で人員が不足する場合は、他振興局等又は本庁が応援

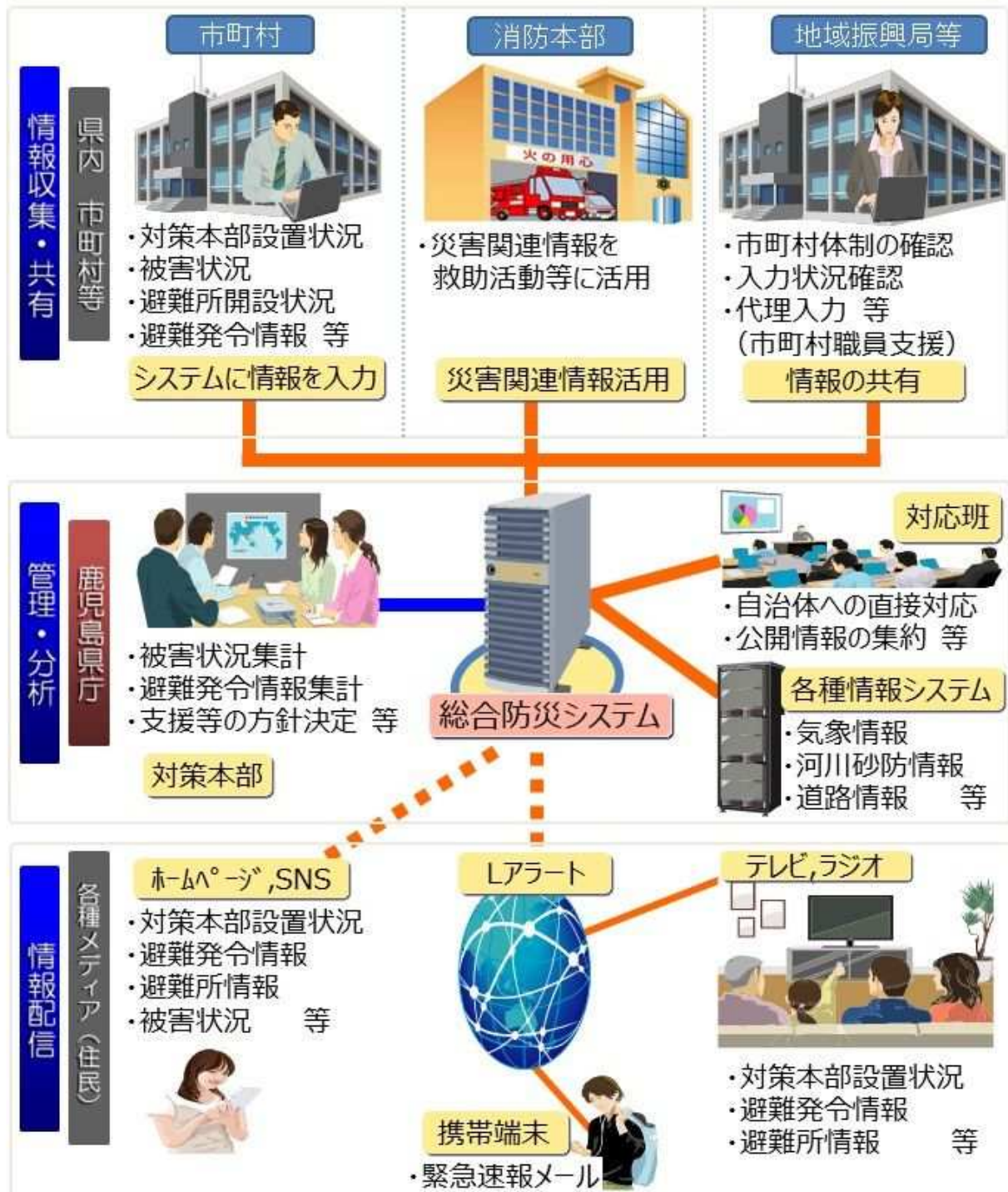
(5) 感染防止対策

- ① 職員等の感染防止対策
- ② 県の不特定多数利用施設の利用制限

7 鹿児島県総合防災システム

事業概要

災害時の県内関係機関による災害対応業務の迅速化や情報伝達手段の拡充等を図るため、災害情報を収集・集約し、Lアラート(災害情報共有システム)等を利用して住民に情報発信する県総合防災システムの整備を行った。



配信情報の確認は、検索サイトから【鹿児島県防災web】を検索

8 家庭内での防災対策

【家庭内の危険防止】

- 家具類の転倒防止
 - ・ 家具や大型家庭電気製品等の転倒防止策を施すこと。
- 物の落下防止
 - ・ 家具の上などに重い物を置かないこと。置く場合は、落下防止対策を施すこと。
- ガラスの飛散防止
 - ・ 食器棚などのガラスが割れて飛散しないよう、粘着テープや透明フィルム等を貼っておくこと。
- 火気器具周辺の整理整頓
 - ・ コンロやストーブなどの火気を使用する物の周辺に燃えやすい物を置かないこと。
 - ・ ガスボンベ等は、屋外の平らなところに設置し固定すること。
- ブロック塀の転倒防止
 - ・ ブロック塀、石垣、門柱等が倒壊しないよう、補強すること。

【家族防災会議】

日頃から家族で災害発生時の話し合いをしておくこと。

- 地震が発生したときの各自の役割
- 消火器など消火用具の備え付け及び使用方法
- 家族間の連絡方法
- 避難場所の確認
- 安全な避難経路の確認
- 非常持出品のチェック
- 家具転倒防止策や家庭内の整理整頓
- お年寄り、乳幼児、病人など災害時要援護者の避難方法
- 地震情報の入手方法

【非常持出品】

貴重品類	現金（小銭含む）、通帳、印鑑、保険証、免許証、パスポート、母子健康手帳、障害者手帳
避難（情報収集）用具	携帯電話（充電器含む）、モバイルバッテリー、携帯ラジオ、懐中電灯、予備電池、ヘルメット、防災ずきん
生活用品	携帯用カイロ、軍手、スリッパ、ライター、マッチ、筆記用具、携帯用トイレ、着替え、歯ブラシ、レジャーシート、缶切り、ナイフ
非常食品	乾パン・缶詰、栄養補助食品、飲料水、アメ・チョコレート
救急用具	救急用具、常備薬、お薬手帳
感染症対策	マスク、消毒液、体温計

9 心肺蘇生法, AEDの使用方法

心肺蘇生法

1 反応の確認



2 119番通報 & AED



3 気道確保と呼吸の確認



5 胸骨圧迫
(30回)



4 人工呼吸(2回)



繰り返す

AEDが到着したら

まずは電源ON
あとは音声案内に従う

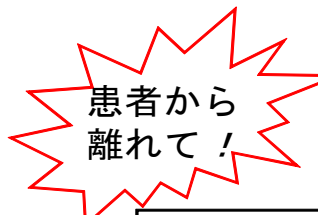
6 電源ON



7 パッドを貼る



8 心電図解析



9 通電



患者から
離れて!

11 人工呼吸(2回)



繰り返す

10 胸骨圧迫
(30回)



11 主な防災関係機関リスト

(1) 国の機関

名 称	電話番号	F A X 番号
内閣官房（事態室）	03-3581-3462	03-3581-5671
消防庁防災課	03-5253-7525	03-5253-7535
内閣府政策統括官（原子力防災担当）	03-3581-3463	03-3581-4348
原子力規制庁原子力防災政策課	03-5114-2121	03-5114-2183
陸上自衛隊第12普通科連隊	0995-46-0350	0995-45-1536
海上自衛隊第1航空群	0994-43-3111	0994-41-0796
第十管区海上保安本部	099-250-9817	099-250-9850
鹿児島地方気象台	099-250-9919	099-255-4234
九州地方整備局鹿児島国道事務所	099-216-3111	099-216-3861
九州地方整備局大隅河川国道事務所	0994-65-2541	0994-65-7033
九州地方整備局川内川河川事務所	0996-22-3271	0996-22-6907
大阪航空局鹿児島空港事務所	0995-58-4440	0995-58-4466

(2) 県の機関

名 称	電話番号	F A X 番号
危機管理課	099-286-2255	099-286-5519
災害対策課	099-286-2276	099-286-5519
原子力安全対策課	099-286-2378	099-286-5925
消防保安課	099-286-2259	099-286-5521
鹿児島地域振興局総務企画課	099-805-7202	099-805-7400
南薩地域振興局 //	0993-52-1305	0993-52-1311
北薩地域振興局 //	0996-25-5106	0996-25-5555
始良・伊佐地域振興局 //	0995-63-8106	0995-63-8108
大隅地域振興局 //	0994-52-2083	0994-52-2100
熊毛支庁 //	0997-22-0001	0997-23-1161
大島支庁 //	0997-57-7212	0997-57-7219
東京事務所	03-5212-9060	03-5212-9061
防災航空センター	0993-73-2881	0993-73-2882

(3) 保健所

名 称	電話番号	F A X 番号
鹿児島市保健所	099-803-6842	099-803-7026
指宿保健所	0993-23-3854	0993-23-2142
加世田保健所	0993-53-2316	0993-53-4519
伊集院保健所	099-273-2332	099-272-5674
川薩保健所	0996-23-3165	0996-20-2127
出水保健所	0996-62-1636	0996-63-1114
大口保健所	0995-23-5103	0995-23-5124
始良保健所	0995-44-7951	0995-44-7969
志布志保健所	099-472-1021	099-472-2855
鹿屋保健所	0994-52-2103	0994-52-2110
西之表保健所	0997-22-0777	0997-22-1846
屋久島保健所	0997-46-2024	0997-46-3522
名瀬保健所	0997-52-5411	0997-53-7874
徳之島保健所	0997-82-0149	0997-83-2535

(4) 消防

名 称	電話番号	F A X 番号
鹿児島市消防局	099-222-0119	099-224-8119
枕崎市消防本部	0993-72-0049	0993-73-2082
出水市消防本部	0996-63-0119	0996-63-2281
垂水市消防本部	0994-32-1019	0994-32-8119
薩摩川内市消防局	0996-22-0119	0996-20-3430
日置市消防本部	099-272-0119	099-273-5869
霧島市消防局	0995-64-0119	0995-64-0845
いちき串木野市消防本部	0996-32-0119	0996-32-4396
南さつま市消防本部	0993-52-3145	0993-52-3043
始良市消防本部	0995-63-3287	0995-63-3291
さつま町消防本部	0996-52-0119	0996-53-0119
指宿南九州消防組合	0993-22-5111	0993-22-5112
阿久根地区消防組合	0996-72-0119	0996-73-4523
伊佐湧水消防組合	0995-22-0119	0995-22-5294
大隅曾於地区消防組合	0994-82-0119	0994-82-2712
大隅肝属地区消防組合	0994-52-0119	0994-40-0201
沖永良部与論地区広域事務組合	0997-93-0119	0997-93-5276
徳之島地区消防組合	0997-83-3160	0997-83-3275
熊毛地区消防組合	0997-23-0119	0997-23-4198
大島地区消防組合	0997-52-0100	0997-52-5107

(5) 公共機関

名 称	電話番号	F A X 番号
日本赤十字社鹿児島県支部	099-252-0600	099-258-7037
鹿児島県医師会	099-254-8121	099-254-8129
鹿児島県歯科医師会	099-226-5291	099-223-6079
N T T 西日本(株)鹿児島支店	099-227-9689	099-227-9598
九州電力(株)鹿児島支社	099-253-1120	099-285-5349
西日本高速道路(株)鹿児島高速道路事務所	0995-63-4551	0995-63-4549
鹿児島県道路公社	099-275-3111	099-265-8441
九州旅客鉄道(株)鹿児島支社	099-256-2216	099-252-5107
鹿児島県市長会	099-206-1001	099-206-1054
鹿児島県町村会	099-206-1020	099-206-1061
鹿児島県社会福祉協議会	099-257-3855	099-251-6779

(6) 報道機関

名 称	電話番号	F A X 番号
南日本新聞社	099-813-5144	099-256-1630
西日本新聞社鹿児島支局	099-222-9255	099-222-9257
日本経済新聞社鹿児島支局	099-222-2322	099-225-1540
読売新聞社鹿児島支局	099-222-7370	099-805-3333
毎日新聞社鹿児島支局	099-223-7331	099-223-7332
朝日新聞社鹿児島総局	099-298-5470	099-298-5163
南海日日新聞社鹿児島総局	099-285-1257	099-285-1733
共同通信社鹿児島支局	099-256-1777	099-256-1766
時事通信社鹿児島支局	099-226-0565	099-226-0566
N H K 鹿児島放送局	099-805-7110	099-227-8114
M B C 南日本放送	099-254-7111	099-259-0200
K T S 鹿児島テレビ	099-258-1111	099-254-5602
K K B 鹿児島放送	050-3816-5111	099-257-5762
K Y T 鹿児島読賣テレビ	099-285-5575	099-285-5503
エフエム鹿児島	099-227-0798	099-227-0795

12 連絡簿（個人用）

氏名		所属	
所属 連絡先	TEL(直通) FAX MAIL		
連絡が くる人	TEL MAIL		
	TEL MAIL		
連絡を する人	TEL MAIL		
	TEL MAIL		
	TEL MAIL		
代替庁舎 又は 臨時参集先	第1候補	名称 TEL	
	第2候補	名称 TEL	
非常時 優先業務			

・非常時優先業務は，県業務継続計画（BCP）（職コミー文書管理－危機管理防災課－危機管理マニュアル）から担当分を転記（単独出先機関の職員は，BCPを参考に記入）